職種：鋳仕上げ　　職務：鋳仕上げ

【概要】

　　鋳型から取り出した製品の不要な突起などを削りとる仕事。

【仕事の内容】

　　型ばらしの作業において取り除ききれなった製品表面の砂や、製品内部の中子を取り除き、また、不要な突起を削りとり、欠陥を補修するなどして鋳造製品に仕上げる作業である。

　　その方法には、小さな金属の粒子を勢いよくぶつけて鋳物に付着している砂を除去する作業を「ショットブラスト」といい、切断作業において除去しきれなかった不要な突起などを削る作業を「鋳ばり仕上げ」という。「補修」は鋳物に残った欠陥に対して、その欠陥を溶接などにより修正する作業である。

　　鋳仕上げにおいては、これらの作業によって鋳造製品に仕上げる。

【求められる経験・能力】

1. 入職に際して、経験や公的資格は特に必要とされないが、経験者採用の際は、当該業務における専門知識やスキル、資格等が問われることが多い。
2. 技能検定の資格（特級、１級、２級）を取得することで技能が社内で認められて地位が向上することが多い。転職時にも、資格保有者は有利である。
3. 鋳造業や鋳造製品、特に溶解作業やプロセスに対する興味や関心を持っていること、鋳仕上げ技法の技能向上への意欲を持っていることなどが挙げられる。

【関連する資格・検定等】

* 技能検定〔厚生労働省　職業能力開発促進法〕

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業・鋳鋼鋳物鋳造作業・軽合金鋳物鋳造作業・銅合金鋳物鋳造作業）（特級・１級・２級）

* 労働安全衛生資格（作業主任者、免許等）、消防法の危険物取扱資格
* 特別教育を必要とする危険有害業務（労働安全衛生法59条3項、労働安全衛生規則36条）

　・一般社団法人日本鋳造協会認定　鋳造カレッジ（鋳造技士）

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

　５２１　製銑工、製鋼工

　５２３　鋳物製造工